

(公財)日本バドミントン協会公認審判員資格の登録更新について

貴殿御所持の審判員資格が本年度中に登録更新が必要となりますので、お知らせいたします。  
平成27年5月23日第347回(公財)日本バドミントン協会理事会にて公認審判員資格登録継続のための更新手続受付期間の改定になりました。改定前は審判資格の有効期間が年度末に切れて、その後の1年間でしたが、改訂後は有効期間が年度末に切れる、以前の1年間に変更になりました。

つきましては、下記要領にて、

**本年度、栃木県より日本バドミントン協会会員登録を完了した**

(または、登録をする)審判員有資格者の登録更新手続きを行いますのでご連絡いたします。  
他都道府県にて日本バドミントン協会会員登録を済ませた審判員資格者につきましては、登録を完了した都道府県にて行うこととなります。当該都道府県協会にお問い合わせ下さい。

記

- 1 対象 有効期間が【令和5年度】(2023年度/平成35年度)までの審判員
- 2 必要書類 1. 公認審判員資格登録更新申請書とそのデータ。  
更新申請書入力フォーマットは、栃木県バドミントン協会ホームページからダウンロードください。  
  - \* 本年度の個人登録を済ましていない場合、更新申請料の他に個人登録費(2500円)がかかります。昨年度も登録をしていない場合は、さらに個人登録費(2500円)がかかります。  
また所属連盟によっては別途諸費用がありますので、各連盟にお問い合わせ下さい。
  - \* 更新申請書に記入の個人データと日本バドミントン協会会員登録の個人データが一致しないと、日本バドミントン協会では受け付けてもらえませんので、必要事項の入力に注意してください。特にフリガナ、生年月日はよくご確認ください。
2. 更新申請料  
第1級 16500円(5ヶ年有効登録料、消費税、諸経費)  
第2級 8500円(3ヶ年有効登録料、消費税、諸経費)  
第3級 6000円(3ヶ年有効登録料、消費税、諸経費)
- 3 手続方法 個人、または所属団体でとりまとめて、下記へ郵送と送信をしてください。  
送付先  
(レディース連) 大谷恵美子 emy.ootani@gmail.com  
〒321-0141 宇都宮市さつき2-18-3  
(実業団連) 山石 啓介 yamaishi.keisuke@kobelco.com  
〒321-4413 真岡市下大田和1140-1 シャトーボヌールB201号  
(社会人クラブ) 田野 幸一 k-tano@rs-east.com  
〒321-0904 宇都宮市陽東5-2-12  
(小学連) 浅野 浩司 asanok@nanaha.co.jp  
〒321-0954 宇都宮市元今泉7-1-8  
(大学連) 會澤 文吾 b-aizawa@rs-east.com  
〒321-0934 宇都宮市築瀬3-24-1 シャトル106号  
(教職連) 平泉 愛美 hiraizumi-m01@tochigi-edu.ed.jp  
〒323-0820 小山市西城南4-26-1 小山城南高校内  
(その他) 遠井 努 tohi-t01@tochigi-edu.ed.jp  
〒329-0611 河内郡上三川町上三川5116-2
- 4 期限 令和5年8月31日(木) 当日までにすべて必着のこと
- 5 その他
  - ・提出期日厳守をお願いします。
  - ・不明の点、ありましたら下記までご連絡下さい。  
遠井努 TEL0285-56-5248  
(問い合わせは平日PM9:00~10:00の間をお願いします。)